

平成26年9月16日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	第23期日本学術会議会員任命式等に係る送迎バスの借り上げ
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成26年10月1日(水)
見 積 提 出 期 限	平成26年9月22日(月)12:00まで (郵送の場合は9月19日(金)18:00まで)
見積書、関係書類 提出先及び仕様書 交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、金崎
仕様書問合せ先 担 当 者 名	内閣府日本学術会議事務局管理課総務係 総務係長 岩間

競争に参加する者
に必要な資格及び
注意事項

- 参加資格：平成25・26・27年全省庁統一参加資格
「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者。
- 参加者は、見積書の提出をもって
「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。
- その他：別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕様書

1 件名

第23期日本学術会議会員任命式等に係る送迎バスの借り上げ

2 日時

平成26年10月1日(水) 11:00~20:30 (時間は予定)

3 台数

5台

(53人程度が乗車可能な大型バス、1~3号車は添乗員付、車体カラーは可能な限り統一)

4 運行スケジュール(時間等は予定であり、変更があり得る。)

(1・2号車)

11:00 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(国立新美術館敷地内にて待機・乗車)

11:30 日本学術会議(港区六本木7-22-34)発

12:00 千代田区永田町着(敷地内にて下車・待機・乗車)

13:00 千代田区永田町発

13:30 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(敷地内にて下車)

(この間の使用予定なし・駐車場なし)

17:00 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(国立新美術館敷地内にて待機・乗車)

17:30 日本学術会議(港区六本木7-22-34)発

18:00 千代田区永田町着(敷地内にて下車・待機・乗車)

20:00 千代田区永田町発

20:30 東京駅着(下車)(終)

(3号車)

11:00 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(国立新美術館敷地内にて待機・乗車)

11:30 日本学術会議(港区六本木7-22-34)発

12:00 千代田区永田町着(敷地内にて下車・待機・乗車)

13:00 千代田区永田町発

13:30 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(敷地内にて下車)

(この間の使用予定なし・駐車場なし)

17:00 日本学術会議(港区六本木7-22-34)着(国立新美術館敷地内にて待機・乗車)

- 17:30 日本学術会議（港区六本木 7-22-34）発
- 18:00 千代田区永田町着（敷地内にて下車・待機・乗車）
- 20:00 千代田区永田町発
- 20:30 日本学術会議（港区六本木 7-22-34）着（敷地内にて下車）（終）

（4・5号車）

- 17:00 日本学術会議（港区六本木 7-22-34）着（敷地内にて待機・乗車）
- 17:30 日本学術会議（港区六本木 7-22-34）発
- 18:00 千代田区永田町着（敷地内にて下車）（終）

5 4の運行スケジュールに変更があった場合で、変更後の時間等により料金に変更が生ずる場合は別途相談するものとする。

6 あらかじめ駐車場代等が発生することが見込まれる場合は、本契約金額に含めるものとする。

7 照会先

本仕様書に関する照会先は、以下のとおり。

日本学術会議事務局管理課総務係 守屋・岩間

電話番号 03-3404-3793（直通）

FAX 番号 03-3403-1075

※ 平成 25・26・27 年度の全省庁統一競争参加資格を有し
役務：「役務の提供等」で「A」から「D」等級に格付けされている者

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。